

津野町就学予定者等の就学すべき小学校及び中学校の変更に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津野町立小学校及び中学校の児童・生徒の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第18号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、同条に規定する指定校の変更（以下「指定校の変更」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(指定校の変更基準)

第3条 規則第1条の「特に認めた場合」とは、この町の区域内に住所を有する就学予定者又は学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童・生徒」という。）について別表の左欄に掲げる事由のいずれかに該当すると教育委員会（以下「委員会」とする。）が認める場合において、当該児童・生徒が当該事由の区分に応じそれぞれ同表の変更可能な小中学校欄に定める小学校又は中学校（以下「小・中学校」という。）への通学を希望するときとする。ただし、その希望する小・中学校における児童数又は生徒数の状況から判断して受入れが可能である場合に限る。

(指定校の変更期間)

第4条 指定校の変更の期間（以下「変更期間」という。）は、当該変更に係る小・中学校を卒業するまでの期間とする。ただし、別表第2号の項に掲げる事由に係る変更期間は、6か月以内（やむを得ない理由があると認められる場合にあっては、1年以内）の期間とする。

(変更の申立て)

第5条 規則第1条の規定による指定校の変更の申立てをしようとする児童・生徒の保護者は、校区外通学許可願に委員会が指示する書類を添えて提出しなければならない。

(区域外就学の適用)

第6条 教育長は、他市町村の保護者から区域外就学申請書により津野町立小中学校への区域外就学の申請がなされた場合において、第3条に規定する別表の基準に相応すると認めるときは、当該児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議の上、これを許可する。

2 教育長は、保護者から区域外就学申請書により他市町村立小中学校への区域外就学の申請がなされた場合において、第3条の別表の基準に相応すると認めるときは、当該児童生徒の就学しようとする市町村の教育委員会に区域外就学の協議について送付し協議の上、これを承諾する。

3 区域外就学においては、別表の変更要件中「転居」は「転入あるいは転出」と読み替えるものとする。

(事実の確認及び変更の決定)

第7条 教育長は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について確認し、その事実が第3条に規定する変更基準に該当すると認めるときは、当該申立てに係る児童・生徒の指定校の変更を決定するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により指定校の変更を決定したときは、速やかにその内容を、校区外通学許可書により当該決定に係る申立てを行った保護者に通知するとともに、当該決定による変更前及び変更後の指定校の長に通知しなければならない。
- 3 教育長は、前条の規定による申立てに係る事実が第3条に規定する変更基準に該当すると認められないときは、その旨を理由を付して当該申立てを行った保護者に通知するものとする。
- 4 教育長は、第6条第1項に規定する区域外就学の申請が相当と認めるときは、区域外就学許可書を保護者に通知するものとする。

(保護者の責務)

第8条 前条第1項の規定による指定校の変更の決定（以下「指定校変更の決定」という。）を受けた児童・生徒（以下「指定校変更児童・生徒」という。）の保護者は、当該児童・生徒の通学について自ら責任を負わなければならない。

(指定校の変更期間の変更)

第9条 指定校変更児童・生徒の保護者は、指定校の変更期間中において、指定校の変更に係る事由が消滅したときその他指定校の変更を受ける必要がなくなったときは、指定校変更期間変更申立書を教育長に提出しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申立てがあったときは、速やかに当該指定校変更児童・生徒に係る指定校の変更期間の変更を決定し、その旨を当該指定校変更児童・生徒の保護者及び当該決定による変更前及び変更後の指定校の長に通知しなければならない。

(指定校変更の決定の取消し)

第10条 教育長は、指定校変更児童・生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、指定校変更の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により指定校変更の決定を受けたことが判明したとき。
 - (2) 指定校の変更に係る事由が消滅したと認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定校の変更の必要がないと教育長が偽りその他不正な行為により指定校変更の決定を受けたことが判明したとき。認めるとき。
- 2 指定校変更の決定による変更後の指定校の長は、当該指定校変更児童・生徒が前項第1号又は第2号に該当することを知ったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定校の変更に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

変更事由	変更可能な小中学校	添付資料
(1) 学年途中で転居したが、通学に支障がなく転居前の学校にそのまま通学する場合	変更前の指定校	
(2) 住居の移転、または新築の目途がついており、転居先の校区の学校での就学を希望する場合	転居先の住所に係る区域を通学区域とする小・中学校	
(3) 保護者の勤務事情により、住所地では児童生徒の下校後の保育ができず、保護者の勤務先の校区を希望するとき、また預け先の校区を希望する場合	勤務先、預け先の住所に係る区域を通学区域とする小・中学校	勤務先が確認できるもの、預け先が確認できるもの
(4) 障害、疾病その他の身体的理由若しくは精神的理由により、通学・通院の安全性、利便性を考慮すれば他の学校に就学することが適当と認められる場合	当該事由を勘案して教育委員会が指定する小・中学校	医師の診断書
(5) いじめ等により不登校の恐れがあると認められる場合		学校長の所見
(6) 生徒が強く希望する部活動が通学区域の学校に存在しない場合		
(7) 通学距離が著しく遠いなど、通学の利便性、安全性を考慮し、他の校区に通うことが適切と考えられる場合		
(8) その他教育長が必要と認めた場合		